

港湾機能高度化施設整備事業  
(シャーシ・コンテナ位置管理等高度化支援施設)

令和8年度応募要領

■応募期間

令和8年4月13日(月)～令和8年5月29日(金) 17:00必着

■問い合わせ先

国土交通省港湾局計画課企画室 亀井、白神

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 46-336、46-343)

03-5253-8670 (直通)

メールアドレス: hqt-kouwan-kikakuult★gxb.mlit.go.jp

※「★」を「@」に置き換えてください。

<目次>

I. 事業の概要 .....	1
1. 事業の背景と目的 .....	1
1. 1 事業の背景 .....	1
1. 2 事業の目的 .....	1
2. 事業内容 .....	1
2. 1 補助対象事業 .....	1
2. 2 事業主体 .....	2
2. 3 対象港湾 .....	3
2. 4 補助対象経費 .....	3
2. 5 補助金額 .....	4
II. 事業の実施 .....	5
1. 事業の公募について .....	5
1. 1 公募手続き .....	5
1. 2 事業の評価・審査 .....	5
1. 3 事業の採択 .....	6
1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱いについて .....	6
2. 補助金の交付について .....	7
2. 1 交付申請 .....	7
2. 2 交付における留意事項 .....	7
3. 事業中及び事業完了後の留意事項 .....	7
3. 1 実績報告 .....	7
3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等 .....	8
3. 3 事業の効果等に係る報告 .....	8
3. 4 取得財産の管理 .....	8
3. 5 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等 .....	8
3. 6 アンケート、ヒアリングへの協力 .....	8
3. 7 情報等の取扱い等 .....	8

【別紙】

港湾機能高度化施設整備事業（シャーシ・コンテナ位置管理等高度化支援施設）  
申請書・・別紙 1

港湾機能高度化施設整備事業（シャーシ・コンテナ位置管理等高度化支援施設）  
応募書類チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2

港湾機能高度化施設整備事業（シャーシ・コンテナ位置管理等高度化支援施設）  
実施フロー・・別紙 3

# I. 事業の概要

## 1. 事業の背景と目的

### 1. 1 事業の背景

2024年度からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制等により労働力不足の問題が顕在化する中、モーダルシフトの受け皿となる内航フェリー・RORO船のターミナル機能強化が急務となっています。

他方、ターミナル内のシャーシ・コンテナの位置管理等が十分なされておらず、トラックドライバーが引き取りにきたシャーシ・コンテナの探索に時間を要する等、非効率な運用が課題となっています。シャーシ・コンテナの入退場管理、位置管理、損傷確認（以下、「位置管理等」という。）の高度化により、次世代高規格ユニットロードターミナルの形成が求められます。

### 1. 2 事業の目的

トラックドライバーのシャーシ・コンテナの探索時間を削減するなど荷役効率を高めるため、シャーシ・コンテナの位置管理等の高度化に必要となる施設の整備に対する補助事業（港湾機能高度化施設整備事業（シャーシ・コンテナ位置管理等高度化支援施設））を令和8年度から令和12年度までの5年間に限り実施します。

【参考】シャーシ・コンテナの位置管理等の高度化により期待される改善効果（例）

- ・ターミナルの入退場口における受付、損傷確認時間・人員の削減
- ・トラックドライバーのシャーシ・コンテナの探索時間の削減
- ・作業員がターミナル内を巡回してシャーシ・コンテナの駐車位置を確認する手間の解消
- ・ターミナル内での接触事故の防止
- ・誤配送・配送遅延等の防止
- ・港湾と背後地の倉庫等とのトラック輸送における回転数の増加

## 2. 事業内容

### 2. 1 補助対象事業

シャーシ・コンテナの位置管理等の高度化に資する取組として、下記に示す作業を高度化するために必要となる施設を整備する事業を対象とします。なお、国土交通省港湾局では、シャーシ・コンテナの位置管理等の高度化を行う際の考え方や留意事項等をまとめた「内航フェリー・RORO船ターミナルにおけるシャーシ・コンテナ位置管理等システム導入ガイドライン」を策定しておりますので、併せてご参照ください。

【[https://www.mlit.go.jp/report/press/port03\\_hh\\_000136.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/port03_hh_000136.html)】

#### (1) 入退場管理

(高度化の例)

- ・入退場口において、カメラで車両番号を認識
- ・入退場口において、シャーシ・コンテナに設置した GPS・ビーコン端末や IC タグ・コードを読取装置で読取

## (2) 損傷確認

(高度化の例)

- ・カメラ映像や LiDAR センサーで取得した画像により損傷の有無を確認

## (3) 位置管理

(高度化の例)

- ・ヤード内に設置したカメラでシャーシ・コンテナ位置を追跡・記録
- ・ヤード内の巡回車両又はヤード内に設置した読取装置でシャーシ・コンテナ位置を追跡・記録

## 2. 2 事業主体

次の各号のいずれかに該当する民間事業者に限ります。

- 一 対象港湾のふ頭を利用する内航フェリー・RORO 船の船舶運航事業者
- 二 応募内容に関して船舶運航事業者の同意を得た港湾運送事業者（港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 3 条第 1 号の一般港湾運送事業の許可を受けたもの）
- 三 前各号以外に内航フェリー・RORO 船ターミナル運営を行う者
- 四 前各号のいずれかと同等であると国土交通省が認める者

ただし、事業主体及び関係者がイからトまでのいずれかに該当する場合は対象外となります。また、採択後に判明した場合も対象外となります。

また、事業主体から工事を受注した者（以下「受注者」という。）（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が、イからへまでのいずれかに該当する場合は対象外となります。採択後に判明した場合も対象外となります。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、国が事業主体に対して当該契約の解除を求め、事業主体がこれに従わなかったとき。

### 2. 3 対象港湾

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であつて、片道の航続距離が 300km 以上又は国際戦略港湾を寄港地に含む片道の航続距離が 100km 以上の内航フェリー・RORO 船航路の寄港が合わせて週 6 回以上見込まれる港湾

### 2. 4 補助対象経費

補助金の交付対象は、事業の実施のために必要な以下の施設の整備に関する経費（本工事費、附帯設備費、附帯工事費、測量設計費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

#### <補助対象施設>

- ・シャーシ・コンテナの位置管理等の高度化に必要な下記の事項
- (1) 本工事費
  - ・本事業で導入する設備を設置するために必要な工事費（ゲート等の入退場管理設備の設置工事、機器設置工事、電気通信設備工事）
- (2) 附帯設備費
  - ・高度化に必要な ICT 機器（サーバー、カメラ、ディスプレイ等）、ソフトウェア、ネットワーク機器の導入に要する費用
- (3) 附帯工事費
  - ・本工事費を実施するための仮設工事に要する費用
- (4) 測量設計費
  - ・シャーシ・コンテナの位置管理等の高度化に必要な測量及び実施設計に要する費用

注 1) 導入するシステムはカメラを用いたものを基本とし、GPS・ビーコン端末や IC タグ・コードを使用するシステムについては、以下の条件によりカメラを用いたシステムより適切と考えられる場合に限り認めるものとする。

- ・寄港地に豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）における、豪雪地帯又は特別豪雪地帯に指定された地域を含む場合

（降雪地域においては、雪の付着や積雪の影響により、カメラによる対象物の認識・追跡・記録が困難な場合があるため）

- ・対象のターミナルにおいて、位置管理等の対象となるシャーシ・コンテナの大部分が本補助事業の事業主体により管理されており、GPS・ビーコン端末や IC タグ・コードの装着が円滑かつ速やかに実施できる場合

（不特定多数の事業者が管理するシャーシ・コンテナが出入りするターミナルの場合、それら全てに GPS・ビーコン端末等を装着することが非効率かつ困難であるため。）

注 2) システム本体以外の施設整備については、導入時にシステムを一体として機能させるうえで必要不可欠なものに限り補助対象経費に該当し、既存システムの更新投資に係るもの及び個別のシャーシ・コンテナに設置する GPS・ビーコン端末や IC タグ・コードについては補助対象経費とはならない。

注 3) シャーシ・コンテナ位置管理等高度化支援施設整備後の維持管理において使用するための、予備品、消耗品、工具及び備品の購入費は補助対象経費とはならない。

## 2. 5 補助金額

補助対象経費の 1 / 3 以内とします。

（予算の範囲内での補助となります。）

## II. 事業の実施

### 1. 事業の公募について

#### 1. 1 公募手続き

以下のとおり、新規補助対象事業を公募いたします。

#### ■令和8年度応募受付期間

令和8年4月13日（月）～令和8年5月29日（金） 17：00（必着）

#### ■応募書類

別紙1の採択申請書に必要な事項を記入するとともに、別紙2に掲げる資料を一式揃えて提出してください。

なお、応募書類の提出後にJV等により補助対象者となる民間事業者の設立を予定している場合は、出資を予定している者の連名で別紙1の採択申請書を提出してください。

#### ■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省港湾局計画課 企画室 亀井、白神

電話：03-5253-8111（内線 46-336、46-343）

03-5253-8670（直通）

メールアドレス：hqt-kouwan-kikakuult★gxb.mlit.go.jp

※「★」を「@」に置き換えてください。

#### ■応募書類の提出方法

電子媒体にて、メールまたは郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

#### 1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、次世代高規格ユニットロードターミナルの実現に資するかという観点から、以下の通り評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、応募者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

なお、本事業の円滑な実施の観点から、応募のあった事業について、港湾計画との整合性等について、国土交通省の担当部局から港湾管理者に問い合わせを行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

#### <評価・審査の観点>

- ①「内航フェリー・RORO 船ターミナルにおけるシャーシ・コンテナ位置管理等システム導入ガイドライン」の考え方や留意点等が踏まえられていること
- ②補助対象施設の仕様が妥当であること
- ③概算事業費が妥当であること
- ④事業全体の資金計画が妥当であること
- ⑤補助事業者が補助対象施設の整備に必要な技術的能力を有していること
- ⑥補助事業者が補助対象施設の運用に必要な技術的能力を有していること
- ⑦本事業と密接に関連する予約管理システム等の他のシステムとの連携が図られていること、又は連携の計画が確かなものであること
- ⑧補助対象施設の運用に当たり業務効率化や生産性向上、労働環境の改善等の効果（KPI）の達成が十分見込まれること
- ⑨補助対象施設の導入に当たり港湾管理者その他関係者（ステークホルダー）の合意がとれること
- ⑩本事業を契機に新たな投資の誘発が期待されること
- ⑪本事業を契機に先進的な取組が計画されていること
- ⑫その他、次世代高規格ユニットロードターミナルを実現し、荷役の効率化に資するものであること

応募事業の補助金の要望額の合計が予算額を上回る場合には、評価項目の内容を勘案して優先順位をつけた上で、各事業の交付予定額を決定いたします。事業が採択されたとしても、要望通りの補助額を交付することができない場合もございますので、予めご承知おきください。

### 1. 3 事業の採択

学識経験者等で構成される有識者委員会が事業内容の審議を行い、その結果を聴取した上で、採択候補事業を決定し、事業主体に対して書面により通知します。

### 1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱いについて

複数年度にまたがる事業の扱いは、次のとおりとなります。

- ・毎年の公募時に、変更の有無を含めて各年度の計画を含む事業の全体計画を報告又は提出いただきます。
- ・事業の全体計画が採択された場合、毎年度、補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度の計画における補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助金を交付します。また、その交付の根拠となった出来高については成果検査等で確認いたしますので、確認できる書類・成果物等については、各年度でそれぞれ区分して整理・管理等行ってください。

- ・次年度以降については、次年度以降の予算の状況によるため、事業採択時点において、次年度以降の補助金額を確定することはできませんが、予算の範囲内で次世代高規格ユニットロードターミナルの実現への寄与度を勘案して優先的に補助することになります。従って、初年度の補助金交付をもって、計画された通りに次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。
- ・各年度の計画及び事業の全体計画を途中で変更する場合は、速やかに協議を行っていただいた上で、改めて事業計画変更の申請をしていただく必要があります。

## 2. 補助金の交付について

### 2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱等（以下「交付要綱」という。）によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

### 2. 2 交付における留意事項

新規応募事業について、交付決定時に事業着手（工事請負契約の締結等）している場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

また、既採択事業についても、事業の全体計画に変更がある場合、またそのうち交付決定済みの事業について内容等に変更がある場合は、それぞれ変更の承認申請手続きが必要となります。それらの変更部分について、承認前に事業着手している場合は、当該変更部分は補助対象外となりますのでご注意ください。

補助対象経費に、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第2条第1項第1号から第4号に規定する補助金等）が含まれている事業は、補助対象外となります。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）については、消費税等相当額から消費税仕入額控除額を減額した額を補助対象とします。

交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

## 3. 事業中及び事業完了後の留意事項

### 3. 1 実績報告

各年度の事業完了後、実績報告書の提出が必要となります。また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理等を実施した者の証明書を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

### 3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

各年度の事業完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。

また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

### 3. 3 事業の効果等に係る報告

各年度の事業完了後、補助対象施設の運用が開始された段階で、現地にて運用状況を確認させていただきます。また、補助対象施設の運用開始後から毎年度末に、申請時に設定した事業効果（KPI）の達成状況について報告させていただきます。KPIの達成状況の報告は、客観的・定量的な効果測定によることとし、運用開始後から3年間実施いただくことを原則とします。なお本報告の内容によっては、必要な改善を求めることがあります。

その他、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

### 3. 4 取得財産の管理

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければなりません。

補助事業者は、承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

### 3. 5 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付要綱に違反する行為が行われた場合、適化法に基づき、以下を含む各種措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・適化法第17条の規定による交付の決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条の規定による加算及び延滞金の納付
- ・適化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ・相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと

### 3. 6 アンケート、ヒアリングへの協力

補助期間終了後、本事業に関する調査・評価のために、事後アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

### 3. 7 情報等の取扱い等

本事業について広く一般に紹介するため、国土交通省のホームページ、パンフレット等に事業内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、採択申請書に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。